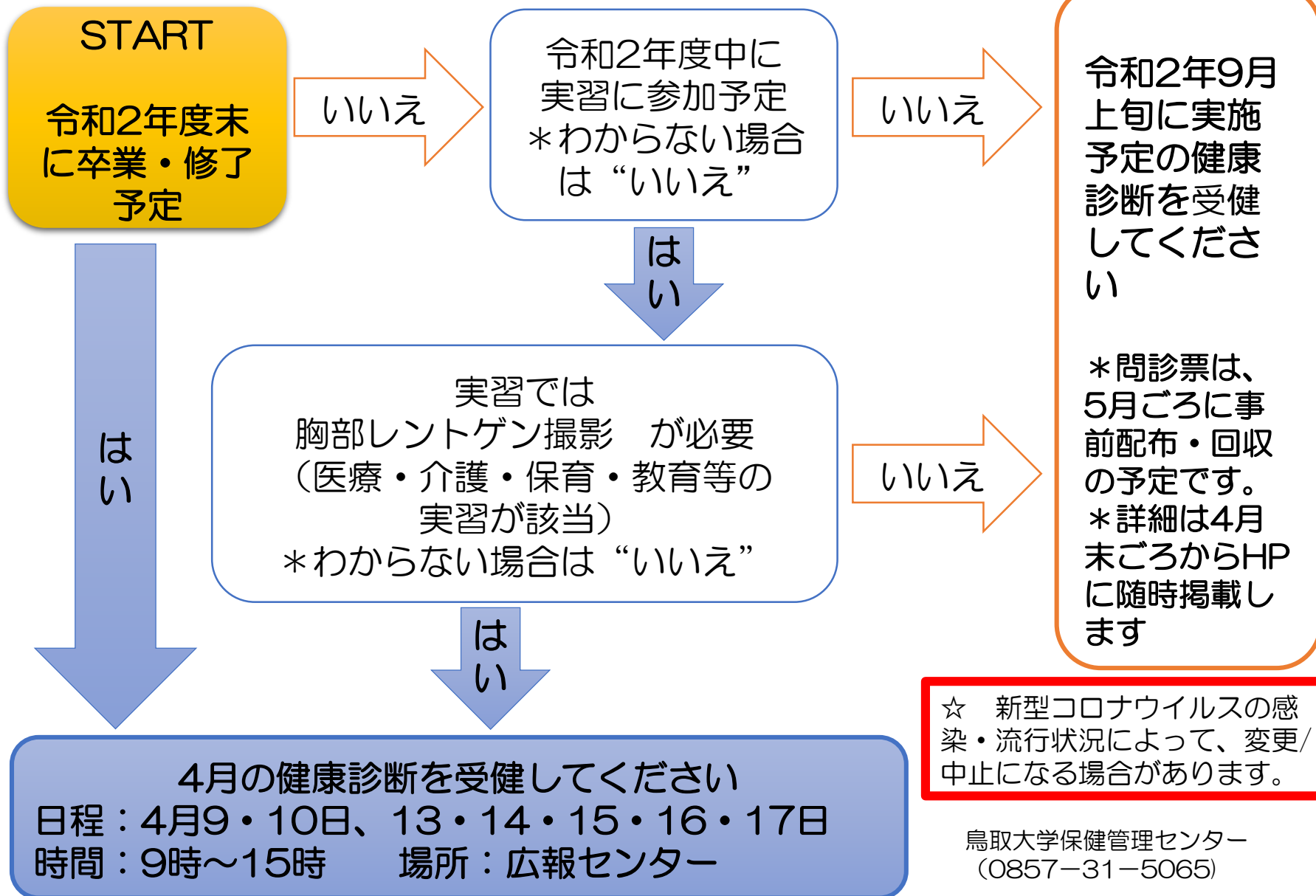


令和2年度在学生健康診断について（湖山）

以下のフローチャートに従って、確認してください



令和2年度在学生健康診断の受診について

受健前に以下を必ず確認

- 3週間以内の渡日または渡航歴
- 2週間以内の緊急事態宣言対象地域への滞在
- 37.5度以上の発熱
- 咳やのどの痛みなどの風邪症状
- 体がだるい
- 呼吸が苦しい
- 味覚や嗅覚の異常、下痢などいつもと違う症状がある

いずれかに該当

今回は受健できません

該当なし

健康診断を受けることができます
以下を全て確認したのち、健診会場に来てください。

- 問診票はもれなく記入した
- 別紙“**定期健康診断の注意事項**”を読み、内容に従っている
- 検尿容器に尿を採取している

健康診断を都合により受診できないが、就職活動やインターンシップ、実習などで企業・学校等から健康診断証明書の提出を求められる学生の方へ

4月の健康診断を都合により受健できなかったが、就職活動やインターンシップ、実習などで企業・学校等から健康診断証明書の提出を求められた際には9月に実施予定の健康診断を受健してください。健康診断受健までは、

「新型コロナウイルス感染状況・対策等のため健康診断を延期（9月）して実施予定のため、健康診断証明書が発行できないことを説明する文書」

をお渡しできるようにいたします。詳細については、4月24日ごろまでに保健管理センターHPで公表いたします。

それでも提出を求められた際は、外部医療機関を受診の上、健康診断証明書を発行してもらうこととなります。医療機関等が不明な場合は、保健管理センターまでご連絡下さい。